

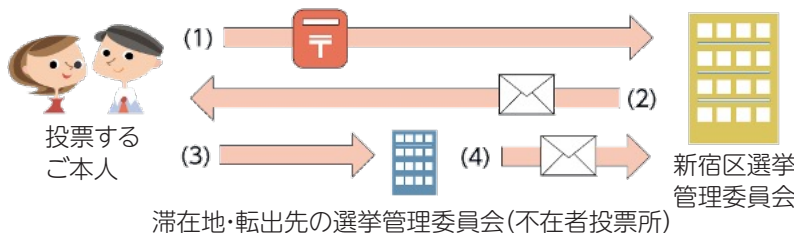
滞在地・転出先での不在者投票

国内の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票日当日の投票や期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、**7月4日(金)～7月19日(土)**です。投票用紙等の送付は**郵便**で行いますので、お早めにお手続きください。

※不在者投票の場所や投票可能な日時は、自治体によって異なります。
必ず、事前に滞在地の区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

- (1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙を請求します。
請求書は、区選挙管理委員会のホームページからダウンロードしていただくか、または**右の【記入例】**を参考に、便箋等に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。
電子メールやファックス、電話での請求はできません。また、電子申請システムによるオンライン請求ができる場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会のホームページをご覧ください。
- (2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、公示日の7月3日(休)以降に(4日以降の到着分は、受付が済み次第)、「投票用紙の送付先」に記載された住所あて、**レターパックプラス【対面受取りタイプ】**で投票用紙等をお送りします。
- (3)滞在地・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で投票してください。不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入すると無効になります。
- (4)投票用紙等は、滞在地・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月20日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記入例】 **投票用紙等請求書**

私は、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙の当日、〇〇(←投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和7年〇月×日

1 氏名(ふりがなつき) 2 生年月日
3 新宿区での住所 4 投票用紙の送付先住所
5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

【投票用紙等請求書の送り先】
〒160-8484
新宿区歌舞伎町1-5-1
新宿区選挙管理委員会あて

請求書のダウンロードや
制度の詳細については▶
こちら



指定病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。

投票をご希望の方は、お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は**下表**のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
大久保病院	特別養護老人ホーム もみの樹園
JCHO 東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム みさよはうす富久
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム 新宿和光園
国立国際医療センター	有料老人ホーム ONODERAナーシングヴィラルネッサ四谷
JCHO 東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
目白病院	有料老人ホーム せらび新宿
聖母病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑
東京医科大学病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
春山記念病院	有料老人ホーム しまナーシングホーム飯田橋
特別養護老人ホーム 原町ホーム	介護付有料老人ホーム ラヴィーレグラン四谷
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護付有料老人ホーム チャームスイート四谷
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
特別養護老人ホーム 新宿けやき園	指定障害者支援施設 新宿けやき園
特別養護老人ホーム マザアス新宿	

選挙公報を配布します

7月18日(休)ごろまでに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報もご用意しています。区選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、**東京都選挙管理委員会の特設ホームページ**(右二次元コード)では、**選挙公報のPDF版**がご覧になれます。公示日以降、準備が出来次第の公開となります。



候補者・政党等の情報収集

公示日の立候補届出直後から、候補者や政党等による様々な選挙運動が展開されます。ぜひご活用ください。



※上記でご紹介している選挙運動は、必ずしも全ての候補者・政党等について行われるとは限りません。選挙運動を行うか否かは、各候補者等の判断に委ねられます。

郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、**下表**に該当し、かつ投票用紙への自書が可能な方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、**7月16日(水)まで**(※)に不在者投票の請求をすることで、郵便等による不在者投票ができます。

また、**下表**に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは、区選挙管理委員会にお問い合わせいただくか、同ホームページ(**右**二次元コード)をご覧ください。



郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(7月16日(水))を過ぎてからは、今回の参議院議員選挙の郵便等による不在者投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

投票所への移動に関する支援

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。

介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方、または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、**下記**までお問い合わせください。

◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方

➡障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・FAX(3209)3441

◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方

➡介護保険課給付係 ☎(5273)3497・FAX(3209)6010

◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方

➡地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

在外投票

国外に在住し、**在外選挙人名簿に登録されている方**は、国外でも参議院議員選挙の投票ができます。

また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、**在外選挙人証**を提示することで、国内で「期日前投票」「滞在地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法により投票できます。

詳しくは、区選挙管理委員会までお問い合わせください。